

精神障害者の交通運賃に関する意見書提出の請願

平成 29 年 2 月 24 日

犬山市議会議長

堀江 正栄 様

住 所

団体名 犬山精神障害者家族会 犬山しらゆり会

代表者名

紹介議員

岡村千里

請願の趣旨

平成 23 年の障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法、障害者差別解消法が整備され、平成 26 年に、国連の障害者権利条約の締結国となりました。

「障害の有無で分け隔てしない共生社会」を実現する上、障害者の社会参加を促進する取組が重要な課題になっています。

現在、鉄道など公共交通機関の運賃割引制度が、身体、知的障害者に適用されています。しかし、精神障害者は、制度の対象から除外されています。

精神障害者は、障害者基本法においても、身体障害者、知的障害者と同じ「障害者」です。

昨年 4 月から、障害者差別解消法が施行され、障害者雇用促進法も改正されました。

精神障害者にとって、医療機関への通院、障害者サービス事業所の通所に公共交通機関は、不可欠な移動手段です。利用するにあたって、経済的負担となり、自立や社会参加の妨げになっています。

請願事項

政府に対して、「精神障害者も他障害者同等に、交通運賃割引制度の対象とするよう交通事業者に強く働きかけていただく趣旨の意見書」を提出して下さい。

